

丹波市立児童館運営委員会次第

日 時：令和8年2月16日（月）

午前10時から

場 所：こうがやま児童館

1 開 会

2 あいさつ

こども福祉課長兼児童館長 大西 万実

3 会長あいさつ

児童館運営委員会 会長 黒田 睦美

4 議 事

(1) 令和7年度事業報告について 《資料①・資料②》

(2) 令和8年度事業計画（案）について 《資料③》

(3) 児童館危機管理マニュアルの策定について 《資料④》

(4) その他

5 閉 会

丹波市立児童館運営委員会委員名簿

令和9年7月1日まで

氏 名	所属・職名等
中西 由美	丹波市社会福祉協議会 南部支所長
足立 史	丹波市P T A連合会 副会長
黒田 睦美	丹波市小学校長会 中央小学校長
田畑 佳美	児童館 利用者
山内 順子	児童館 教室指導者
高岡 睦美	丹波市民生委員児童委員連合会 主任児童委員
芦田 陽一朗	公募委員

○丹波市立児童館条例

平成16年11月 1 日

条例第113号

改正 平成24年12月27日条例第52号

平成27年 9月30日条例第36号

平成28年 9月29日条例第32号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第1条に規定する理念に基づき児童の心身共に健全な育成を図り、もってその福祉を増進するため、法第40条に規定する児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
丹波市立こうがやま児童館	丹波市氷上町成松217番地

(事業)

第3条 丹波市立児童館（以下「児童館」という。）は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童の集団的及び個人的指導に関すること。
- (2) 児童相談に関すること。
- (3) 子供会等地域組織活動の育成助長に関すること。
- (4) 児童クラブ等の育成に関すること。
- (5) 関係機関又は団体との連携に関すること。
- (6) 少子化対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する児童館の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 児童館に館長その他の必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 児童館の円滑な運営を図るため、丹波市立児童館運営委員会を置く。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者 5人以内
 - (2) 主任児童委員 1人
 - (3) 公募による市民 2人以内
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の再任は、妨げないものとする。

(使用の許可)

第6条 市長は、第1条に規定する目的に反しない限り、児童館を使用させることができる。

- 2 児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときもまた同様とする。
- 3 市長は、前項の許可をする場合において、児童館の管理上必要な条件を付す

ことができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 児童館の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 児童館の使用料は、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第6条の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外に使用してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用の中止、若しくは制限を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その損害の責めを負わない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、児童館の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条の規定により許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 使用者が建物、備品その他の附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の氷上町立児童館の設置及び管理に関する条例(平成6年氷上町条例第16号)の規定によりなされた処分、手

続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年12月27日条例第52号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月29日条例第32号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○丹波市立児童館条例施行規則

平成16年11月 1 日

規則第67号

改正 平成21年 9 月 2 日規則第96号

平成24年12月27日規則第74号

平成27年 9 月30日規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波市立児童館条例（平成16年丹波市条例第113号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 条例第4条の規定により、丹波市立児童館（以下「児童館」という。）1館につき次の職員を置く。

(1) 館長 1人

(2) その他の職員 2人

2 館長は、他の職務と兼ねることができる。

(開館時間)

第3条 児童館の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(4) その他市長が管理上必要と認めた日

(使用許可の申請)

第5条 条例第6条の規定に基づき、児童館を使用しようとする児童は、受付に備付けの使用簿に住所、氏名及び年齢を記入し、許可を得て入館するものとする。
2 児童以外の者が児童館を使用するときは、児童館使用許可申請書を使用する日の前日までに提出するものとする。ただし、市長において特別の理由又は当該施設の管理上支障がないと認められるときは、当該期間によらないことができる。

(使用の許可)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、当該申請者に対し、児童館使用許可書を交付するものとする。

(使用変更等)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設の使用を変更し、又は取り消しをしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、条例第10条の規定による許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限をするときは、口頭又は理由を付した文書により使用者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 児童館の使用を終了したときは、使用した場所及び設備を整理整頓し、係員に届け出ること。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 建物その他の物件を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 騒音、暴力等により他に迷惑をかけること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理上必要な指示に従うこと。

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(係員の立入り)

第11条 使用者は、市長から管理上係員の立入りを求められたときは、拒んではならない。

(損傷等の届出)

第12条 使用者は、建物、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(委員会の運営)

第13条 委員会は、児童館の円滑な運営を図るため、必要な事項を調査及び審議する。

2 委員会が調査及び審議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 児童館の管理に関すること。
- (2) 児童館の行う事業の企画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第3条の目的達成に必要な事項

(会長及び副会長)

第14条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、会長の決するところによる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、児童館の管理運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の氷上町立児童館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成6年氷上町規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年9月2日規則第96号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月27日規則第74号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年度 丹波市立こうがやま児童館事業実績

■チャレンジ教室事業 (延べ開催回数：15回)

令和8年1月31日時点

事業名	わくわく絵画教室		
講師	原 千歳 氏	開催日	①5月31日(土) ②7月5日(土) ③9月6日(土) ④12月13日(土) ⑤2月7日(土)
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	延べ - 名 (内訳)①25人 ②17人 ③21人 ④22人 ⑤ - 人
評価	<p>講師と事前に、どのような作品を作りたいのか、制作過程や準備物などについて、認識の相違が生じないように入念に確認を行った。</p> <p>幅広い学年の子どもたちに教える中で、制作工程には得意・不得意があり、進める速さに差が見られたが、講師や職員が一人ひとりの気持ちを尊重し、それぞれに合ったアドバイスや選択肢を提示することで、差ができるだけ生じないように対応した。</p> <p>講師の丁寧な指導のもと、色や形の組み合わせ、画材の種類によって全く異なる表現ができることを学び、子どもたちは自由な発想で制作に取り組み、表現する楽しさを十分に味わうことができた。</p> <p>また、自分の思いを作品で表現する経験を通して、表現力や集中力の向上が見られたほか、子ども同士で作品を見せ合うなど、交流する姿も見られた。</p> <p>完成した作品からは、一人ひとりの個性や工夫が感じられ、創造性を育む有意義な時間となった。さらに、個性ある作品を認め、認められる経験を重ねることで、自己肯定感の育成にもつながる事業となった。</p>		

事業名	おもしろ科学教室		
講師	中西 勝廣 氏	開催日	①5月17日(土) ②8月23日(土) ③10月11日(土) ④12月20日(土) ⑤1月24日(土)
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	延べ72名 (内訳)①13人 ②16人 ③12人 ④18人 ⑤13人
評価	<p>各回ごとに、事前に講師とともに当日のねらいや児童の活動内容について念入りに打ち合わせを行い、職員も実際に試作・実験等を行うことで、内容への理解を深め、児童への適切な対応ができるよう準備した。</p> <p>児童一人ひとりの理解度に応じた意欲を引き出す言葉かけや補助に配慮した。</p> <p>制作途中で、児童の発想により必要なものが突発的に出てくることもあるため、そのような状況を想定しながら、希望に添えるよう準備物にも留意した。</p> <p>身近にある素材を活用し、科学の力と結びつけることで、新たなものを生み出す方法や考え方を、体験を通して学ぶことができた。</p> <p>与えられた課題の中で創意工夫を重ね、問題点を解消しながら完成させた作品で遊ぶ姿からは、満足感や達成感が感じられ、心からの笑顔があらわれていた。</p> <p>回を重ねるごとに、講師の話をしっかり聞く力、分からないことを自ら質問して解決しようとする力、友達と考え合ったりヒントを伝え合ったりする関わり合いの力、身近な素材を活用して新たなものを生み出す学びの力が育まれた。</p>		

事業名	英語であそぼう		
講師	山内 順子 氏	開催日	①6月7日(土) ②7月19日(土) ③9月13日(土) ④11月8日(土) ⑤2月14日(土)
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	延べ - 名 (内訳)①4人 ②4人 ③4人 ④3人 ⑤ - 人
評価	<p>英語であそぼうは、他の教室とは異なり、反復的な活動を通して英語表現を身につけることを目的として実施した。</p> <p>児童が楽しみながら自然に英語に親しめるよう、年間を通して、音楽やリズムを活用し全身を動かす活動を取り入れた。参加児童は、リズムに合わせて身体を動かしながら英語の発音を行い、動物や季節の挨拶、自分の名前、住んでいる市、好きな色など、日常生活で活用できる基礎的な英語表現を習得することができた。</p> <p>10月にはハロウィン、12月にはクリスマスや新年の挨拶など、季節行事と英語学習を結びつけることで、学習意欲の向上が見られた。</p> <p>また、イギリスやアメリカの児童が使用しているカラフルなワークシートを活用し、児童の理解度に応じた振り返りを行うことで、学習内容の定着を図ることができた。</p> <p>年間を通して、講師が発音を中心に丁寧に指導し、児童のつぶやきを受け止めながら関わったことで、英語に対する苦手意識を持つことなく、興味や関心を高める姿が見られた。英語に親しむきっかけとなる、継続的な学びにつながる活動となった。</p>		

■児童館啓発事業（3事業）

令和8年1月31日時点

事業名	夏の星空観察会		
講師	県立柏原高校理科部顧問・生徒	開催日	令和年8月8日（金）
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	0名
評価	雷雨のため中止		

事業名	みんなおいでよ児童館		
講師	グループ三輪車 ・ 澤野 凧緒子 氏	開催日	令和7年10月25日（土）
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	50 名
評価	<p>「みんなおいでよ児童館」では、多世代での交流を目的に、1つの事業の中に3つのプログラムを用意し、参加者同士が自然に交流をもてる構成とした。</p> <p>プログラム1では、グループ三輪車による「レッツエンジョイわくわくステージ」を鑑賞した。ハンドベルの美しい音色に聞き入ったり、手品や「泣いた赤鬼」の人形劇を想像を膨らませながら楽しむ様子が見られた。</p> <p>プログラム2では、氷上中学校の生徒ボランティアによる「聞いて聞いて 何の音」を実施した。ガード裏で、身近な6種類の楽器の音を鳴らし、参加者が音だけを頼りに楽器名を当てるクイズ形式で行った。楽器の写真を使ってヒントを出すなど、参加者が答えにたどり着きやすいよう工夫し、互いに楽しみながら進化した。</p> <p>プログラム3「ダンスでつながるみんなの心」では、澤野講師の指導のもと、未就学児から小・中学生、70歳代の大人まで、幅広い世代がひとつになって身体を動かし、心身を解放して思いきり楽しむことができた。</p> <p>地域の皆様にも見守られながら、多くの人との関わりやふれあいが生まれ、楽しさの中に学びも感じられる有意義な時間となった。</p>		

事業名	こまをまわして遊ぼう		
講師	枇杷 紘一郎 氏 ・ 枇杷 喜代子 氏	開催日	令和7年12月6日（土）
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	7 名
評価	<p>講師は、豊かな表情と引き込まれる語り口で日本各地のさまざまなこまを紹介し、参加者の関心を高めながら活動を進めた。地域ごとに異なるこまの形状や回し方を学ぶことで、参加者は伝承遊びの多様性に触れることができ、新たなこまが登場するたびに歓声や拍手が起こるなど、高い関心と集中が見られた。</p> <p>未就学児が、目の前で回転するこまに興味を示し、自ら近づいたり触れようとする姿が見られ、主体的に活動へ参加する様子がうかがえた。安全面については、職員が適宜そばにつき、安心して体験できる環境を整えることで、年齢の異なる参加者がともに活動できる場を確保した。</p> <p>日本昔話「桃太郎」をこまを使って披露する場面では、講師の問いかけに参加者が声や動きで応えるなど、物語の世界に入り込み、聞く力や想像力を育む機会となった。</p> <p>さらに、「ひねりごま」を使った体験では、大小さまざまなこまに触れながら試行錯誤する様子が見られ、「どうやったら回るのか」を考え、工夫する力を養うことができた。参加者が積極的に質問したり感想を伝える姿からも、伝承遊びへの興味・関心の高まりがうかがえた。</p> <p>本事業は、見る・聞く・触れる体験を通して伝承遊びの魅力を実感できるとともに、世代を超えた交流と学びを促す有意義な機会となった。</p>		

■出前児童館事業（3事業）

令和8年1月31日時点

事業名	レッツエクササイズ		
講師	田中 康雄 氏	開催日	令和7年6月21日（土）
開催場所	氷上住民センター 体育館	参加人数	31名
評価	<p>今年度は、健康運動指導士の田中康雄講師の指導のもと実施した。</p> <p>準備運動の大切さについての説明から始まり、その後、支える力（支持力）、ぶら下がる力（懸垂力）、ジャンプする力（脚力）を意識した運動遊びとして、リングを使ったハンドル遊びや、縄を活用した連続とび、ロープを使ったレスキューごっこなどを体験した。児童が楽しみながら繰り返し挑戦する様子が見られ、基礎的な運動能力の向上につながった。</p> <p>また、講師が動きの手本を示しながら分かりやすく伝えたことで、児童が意欲的に参加し、保護者も一緒に体を動かしながら学ぶ姿が見られた。事業終了後には、「家庭でもやってみよう」「大人も運動の知識が必要だと感じた」といった声が聞かれ、家庭での運動習慣につながる意識づくりにも効果があった。</p> <p>本事業は、児童の体力向上だけでなく、保護者の意識変化や家庭への波及効果も見られる、実践的で有意義な取組となった。</p>		

事業名	和ごころ講座		
講師	丹波年輪の里	開催日	令和7年7月26日（土）
開催場所	丹波年輪の里 工作室B	参加人数	27名
評価	<p>木作業に入る前に、森や木への興味・関心を高めるため、「森クイズ」を5問実施した。参加者はA・Bパネルを使い、悩みながらも楽しんで答える様子が見られ、森の役割について考えるきっかけとなった。</p> <p>その後、木作業に移った。制作物ごとに2チームに分かれ、それぞれに木工指導員1名がつき、低学年の児童にも分かりやすいよう、作り方や工具の使い方、安全面の注意点について丁寧な説明が行われた。バーナーを使った焼杉作業や本格的な工具を使う体験など、日常ではなかなかできない活動を通して、ものづくりの楽しさを実感する機会となった。</p> <p>児童は木工指導員の話をよく聞き、集中して作業に取り組んでおり、保護者も一緒に制作を行うことで、親子の会話が弾む様子が見られた。また、作業が進むにつれて、他校の児童同士や保護者同士が自然に会話を交わす姿が見られ、交流の広がりも生まれた。</p> <p>木作業を楽しむだけでなく、木や森について知り、関心を深める学びの場となった。</p>		

事業名	学べるクッキング		
講師	こども福祉課 栄養士 足立 真澄 氏	開催日	令和7年11月22日（土）
開催場所	山南住民センター 調理室	参加人数	18名
評価	<p>本事業は、こどもたちの野菜に対する苦手意識を少しでも払拭できるよう、野菜をおいしく食べるレシピを紹介するとともに、体に大切な栄養を学ぶことを目的に実施した。</p> <p>当日は、調理手順の説明後、各班で役割分担を行い、児童が主体的に調理に参加する形で活動を進めた。</p> <p>軽量スプーンの使用や包丁での野菜切りなど、普段家庭では経験しにくい体験の機会となったとともに、各工程では、保護者が後ろから手を添えたり、声掛けをしながら見守ることで、親子の信頼関係やコミュニケーションが深まる場面が多く見受けられた。</p> <p>完成後の実食では全員が完食し、おかわりをする児童も見られるなど、野菜に対する苦手意識の軽減や興味・関心の向上につながったと考える。</p> <p>食後には、講師による栄養バランスの話や、職員による「野菜のはたらき」「野菜の選び方」「野菜クイズ」を実施した。児童も積極的に発言し、学びや興味・関心を深める時間となった。</p> <p>また、活動を通して親子や参加者同士の交流が自然に生まれ、保護者が講師に日頃の食事の悩みを相談するなど、情報共有の場としても有意義な事業となった。</p>		

■その他事業

令和8年1月31日時点

事業名	地域に学ぶトライやる・ウィーク		
開催場所	こうがやま児童館	開催日	令和7年6月2日（月）～6月6日（金）
実施回数	5日間	参加人数	3名
評価	<p>今年度は3名の生徒を受け入れ、支援や援助を要する生徒については、事前に氷上中学校と情報共有を行い、共通理解を図ったうえで実施した。</p> <p>受け入れにあたっては、生徒への関わり方や言葉かけに配慮しながら、児童館の役割や施設内外の環境維持、玩具・遊具の安全管理や衛生管理について、日々の活動を通してわかりやすく伝えるよう努めた。</p> <p>未就学児や保護者、小学生以上の児童への関わり方については、職員と一緒に行動しながら伝えることで、生徒が安心して活動に取り組める環境づくりを行った。その結果、3名とも職員の助言を素直に受け止め、日を重ねるごとに利用者への関わりが積極的になっていった。</p> <p>また、3名で相談しながら児童館で活用できるおもちゃ制作に取り組んだ際には、協力し合い、楽しいおもちゃを完成させることができた。日々の活動の中でも、ピアノ演奏や絵、ものづくりなど、それぞれの得意分野を生かし、利用者との交流を深めていた。</p> <p>5日間の体験を通して、生徒一人ひとりが人との関わりや実践的な活動の中で学びを深め、感性や想像力、社会性を育む機会となった。本事業は、生徒の成長を支えるとともに、今後の人生における「生きる力」につながる有意義な機会となった。</p>		

事業名	保育実習生受け入れ		
開催場所	こうがやま児童館	開催日	令和7年8月26日（火）～9月6日（土）
実施回数	10日間	参加人数	1名
評価	<p>8月26日から9月6日までの期間（8月30日を除く）、保育実習生を受け入れた。</p> <p>幼児教育関係への就職を希望されており、幼児教育施設以外での実習機会として児童館実習を希望され、終始真面目で丁寧に取り組む姿勢が見られた。</p> <p>児童館という施設自体が初めてであったことから、当初は児童や保護者への関わり方に悩む様子も見られたが、実習の中で自ら課題を設定し、意識して取り組むことで、日を追うごとに自信を持って関わろうとする姿が増えていった。</p> <p>実習生からは、「幅広い年齢の子どもや保護者と関わることができ、貴重な経験となった」「目に見える活動だけでなく、見えない部分で支えられている仕事の大切さを知り、視野が広がった」との感想があり、児童館の役割や意義への理解が深まったことがうかがえた。</p> <p>また、実習期間中にはチャレンジ教室「おもしろ科学」にも参加し、児童館事業の一部を体験する機会を設けることができた。</p> <p>児童館の多様な役割や業務を知る貴重な学びの場となり、実習生の成長につながる有意義な機会となったと考える。</p>		

令和7年度 こうがやま児童館年間利用実績（地域別） R8.1月末

年齢	柏原地域	氷上地域	青垣地域	春日地域	山南地域	市島地域	その他	合計
0歳	8	125	2	3	2	1	2	143
1歳	46	181	0	21	2	0	1	251
2歳	11	113	3	5	2	0	12	146
3歳	10	31	0	12	6	4	3	66
4歳	6	40	1	5	5	0	4	61
5歳	3	36	0	7	5	3	1	55
6歳	9	224	1	2	8	0	0	244
7歳	9	186	5	11	10	0	1	222
8歳	8	173	6	3	12	5	1	208
9歳	13	285	2	14	5	0	0	319
10歳	8	707	0	8	1	1	1	726
11歳	1	592	0	0	1	0	0	594
12歳	0	170	0	0	1	0	0	171
13歳	0	36	0	0	0	1	1	38
14歳	0	9	0	0	0	0	0	9
15歳	0	5	0	0	0	0	0	5
16歳	0	0	0	0	0	0	0	0
17歳	0	0	0	0	0	0	0	0
18歳～	128	986	28	97	76	11	50	1,376
合計	260	3,899	48	188	136	26	77	4,634

開館日数 245日 1日平均利用数 18.9人
 実利用日数 244日

令和8年度 丹波市立こうがやま児童館事業計画（案）

■チャレンジ教室

教室名	実施日	場 所	対象者	内 容
わくわく絵画教室	年間5回 (土曜日)	こうがやま 児童館	小学生 (1～4年生)	多様な画材や技法に触れ、絵を描くことを楽しみながら、感性・想像力・表現力を養う。また、ゼロから何かを生み出す喜びや自己表現の楽しさを知る。
おもしろ科学教室				身近にある素材を活用し、科学を応用しながら物を作ることで、知的好奇心を刺激し科学的な思考プロセスを体験する。完成した作品で遊びながら、学びを深める。
のびのび運動教室 (仮称)		氷上住民 センター 体育館	小学生 (1～6年生)	近年、こどもの体力や運動能力は低下傾向にある。身体の構造を知り、筋力・体幹・柔軟性・バランス等を重点とし、全身の活性化や運動能力の向上を図る。

■児童館啓発事業

事業名	実施日	場 所	対象者	内 容
夏の星空観察会	8月21日 (金)	こうがやま 児童館	小学生 保護者	夏の星座、月、木星、土星等を天体望遠鏡で観察し、柏原高等学校理科部の顧問や生徒の話、天体クイズ等を楽しみ、宇宙・星空への関心や夢を広げる。
みんなおいでよ、 児童館	10月24日 (土)		未就学児 小学生 保護者	幅広い年代で交流し、関わりを深めることで、仲間意識や豊かな感性を育む。また、様々なプログラムを通じて、学びや楽しみ、喜び、嬉しさ、充実感を味わう。
こまをまわして あそぼう	11月21日 (土)			日本全国の郷土こまの紹介や技の披露。季節に応じた個性豊かなこまを使い、人生の生きるヒントを織り交ぜながら語られる日本昔話を聞く。 実際にこままわしを体験して楽しむ。

■出前児童館事業

事業名	実施日	場 所	対象者	内 容
レッツエクササイズ	6月20日 (土)	柏原住民 センター	小学生 保護者	健康増進や体力向上にも有効で、日常生活の中で無理なく取り入れられる有酸素運動や体幹運動などを知り、体験する。遊びの中で、体を動かす心地良さを味わう。
和ごころ講座	7月25日 (土)	春日住民 センター		丹波布技術認定者から直接指導を受け、「丹波布」を活用した巾着作りに挑戦する。伝統的な工芸品に実際に触れながら、市の伝承文化に親しむ。
学べるクッキング	12月5日 (土)	ライフピア いちじま		保護者とともに（祖父母含む）異世代交流を図りながらクリスマスメニューのクッキングを楽しむ。また、クリスマスにちなんだ話や食育に関するクイズにも挑戦する。

※上記主催事業に加えて、トライやるウィーク・サマーボランティア・インターンシップ・実習生受け入れもあり。

令和8年度 年間行事予定表

丹波市立こうがやま児童館

令和8年1月末現在

日	曜	4月	曜	5月	曜	6月	曜	7月	曜	8月	日	曜	9月	曜	10月	曜	11月	曜	12月	日	曜	1月	曜	2月	曜	3月	
1	水		金		月	トライやる 生徒受け入れ	水		土	おもしろ科学教室②	1	火		木		日		火		1	金	元日	月		月		
2	木		土		火		木		日		2	水		金		月		水		2	土	休館日	火		火		
3	金		日	憲法記念日	水		金		月		3	木		土		火	文化の日	木		3	日	休館日	水		水		
4	土		月	みどりの日	木		土	わくわく絵画教室②	火		4	金		日		水		金		4	月	仕事始め	木		木		
5	日		火	こどもの日	金		日		水		5	土	わくわく絵画教室③	月		木		土	学べるクッキング	5	火		金		金		
6	月		水	振替休日	土	わくわく絵画教室①	月		木		6	日		火		金		日		6	水		土	わくわく絵画教室⑤	土		
7	火		木		日		火		金		7	月		水		土	のびのび運動教室④	月		7	木		日		日		
8	水		金		月		水		土		8	火		木		日		火		8	金		月		月		
9	木		土		火		木		日		9	水		金		月		水		9	土		火		火		
10	金	チャレンジ教室 配信・配布	日		水		金	夏の星空観察会 配信・配布	月		10	木		土	おもしろ科学教室③	火	学べるクッキング 配信・配布	木		10	日		水		水		水
11	土	チャレンジ教室 受付開始	月		木		土	夏の星空観察会 受付開始	火	山の日	11	金		日		水	学べるクッキング 受付開始	金		11	月	成人の日	木	建国記念の日	木		
12	日		火		金		日		水		12	土	のびのび運動教室③	月	スポーツの日	木		土	わくわく絵画教室④	12	火		金		金		
13	月		水		土		月		木		13	日		火		金	避難訓練	日		13	水		土	のびのび運動教室⑤	土		
14	火		木		日		火		金	夏の星空観察会 募集メ切	14	月		水		土	こまをまわしてあそぼう 募集メ切	月		14	木		日		日		
15	水		金		月		水		土		15	火	敬老の日	木		日		火		15	金		月		月		
16	木		土	おもしろ科学教室①	火	レッツエクササイズ 募集メ切	木		日		16	水		金		月		水		16	土		火		火		
17	金		日		水		金	和ごころ講座メ切	月		17	木		土	みんなおいでよ児童館 応募メ切	火		木		17	日		水		水		
18	土		月		木		土	のびのび運動教室②	火		18	金		日		水		金		18	月		木		木		
19	日		火		金		日		水		19	土		月		木		土	おもしろ科学教室④	19	火		金		金		
20	月		水		土	レッツエクササイズ	月	海の日	木		20	日		火		金		日		20	水		土		土	春分の日	
21	火		木		日		火		金	夏の星空観察会	21	月	敬老の日	水		土	こまをまわしてあそぼう	月		21	木		日		日		
22	水		金		月		水		土		22	火	国民の休日	木		日		火		22	金		月		月		
23	木		土		火		木		日		23	水	秋分の日	金	こまをまわしてあそぼう 配信・配布	月	勤労感謝の日	水		23	土	おもしろ科学教室⑤	火	天皇誕生日	火		
24	金		日		水		金	夏の星空観察会 配信・配布	月		24	木		土	みんなおいでよ児童館	火		木		24	日		水		水		
25	土	チャレンジ教室 募集メ切	月	レッツエクササイズ 配信・配布	木	和ごころ講座 配信・配布	土	和ごころ講座 星空観察会受付開始	火		25	金	みんなおいでよ児童館	日		水		金		25	月		木		木		
26	日		火	レッツエクササイズ 受付開始	金	和ごころ講座 受付開始	日		水		26	土	みんなおいでよ児童館	月		木		土		26	火		金		金		
27	月		水		土		月		木		27	日		火		金		日		27	水		土		土		
28	火		木		日		火		金		28	月		水		土		月	仕事納め	28	木		日		日		
29	水	昭和の日	金		月		水		土		29	火		木		日		火	休館日	29	金				月		
30	木		土	のびのび運動教室①	火		木		日		30	水		金		月		水	休館日	30	土				火		
31			日		金		月		土		31			土				木	休館日	31	日				水		

■児童館運営委員会

- ・運営委員会開催
年2回（7月・2月）予定

■チャレンジ教室

- ①おもしろ科学教室（年間5回）
- ②わくわく絵画教室（年間5回）
- ③のびのび運動教室（年間5回）

■児童館啓発事業

- ①夏の星空観察会 《8月21日（金）》
- ②みんなおいでよ、児童館！《10月24日（土）》
- ③こまをまわしてあそぼう《11月21日（土）》

■出前児童館事業

- ①レッツエクササイズ《柏原住民センター：6月20日（土）》
- ②和ごころ講座《春日住民センター：7月25日（土）》
- ③学べるクッキング《ライフピアいちじま：12月5日（土）》

■貸館利用

- ・市内認定こども園（子育て支援室含む）
- ・子育て学習センター等

■その他事業

- ①トライやるウィーク（中学2年生）生徒受け入れ
- ②サマーボランティア受け入れ
- ③インターンシップ受け入れ
- ④実習生受け入れ

■児童館だより発行 年4回（4月・7月・10月・1月）

(案)

児童館 危機管理マニュアル

第1版



作成者：福祉部こども福祉課

作成日：令和8年●月●日

最終更新日：令和8年●月●日

目次

I. はじめに	2
II. 事故防止・救急対応マニュアル	3
1. 施設・設備等への事故への対応	3
(1) 安全点検の実施	3
(2) 事故発生時の対応	4
(3) 応急処置の方法	5
(4) 緊急・救命対応<心肺蘇生法>	9
(5) 児童館内での事故に関する情報共有	10
2. 飲食物等への対応	11
(1) 食物アレルギー等への対応	11
(2) 食中毒への対応	13
(3) 窒息・誤嚥・誤飲等への対応	13
3. 熱中症への対応	15
(1) 暑さ指数	15
(2) 熱中症警戒アラート	17
(3) 熱中症の予防	18
III. 防災マニュアル	20
1. ハザードリスクの把握	20
2. 防災に関する施設・設備・備品の安全点検	20
3. 避難訓練等の実施	20
4. 災害発生時の対応	21
(1) 火災への対応	21
(2) 地震発生時の対応	23
(3) 気象災害への対応	25
IV. 防犯・不審者対応マニュアル	28
1. 児童の安全確保・対策	28
(1) 不審者侵入防止策	28
(2) 不審者侵入時の被害拡大防止策	28
(3) 訓練の実施	29
2. 不審者侵入時の対応	29
V. 感染症予防・対応マニュアル	30
1. 感染症の予防・感染拡大の防止	30
(1) 施設・備品に関する衛生管理	30
(2) 職員自身の健康・衛生管理	30
(3) 児童の健康・衛生管理	31

I. はじめに

本マニュアルは、児童館における事故や災害等の緊急事態に備え、児童・保護者・職員の安全を守ることを目的として作成したものです。

児童館は日常的に多くの子どもたちが集い、遊び、学ぶ場であり、予期せぬ事故や体調不良、自然災害、不審者の侵入など、さまざまな危機が発生する可能性があります。

こうした事態に適切かつ迅速に対応するためには、職員一人ひとりが基本的な対応手順を理解し、共通の認識を持つことが重要です。

本マニュアルでは、事故防止、救急対応、災害時の対応、不審者侵入時の対応、感染症対策を中心に、職員が取るべき行動の基本を示しています。

マニュアルはあくまで基本的な指針であり、実際の状況に応じて臨機応変な判断が求められます。すべての職員が日頃から本内容を理解し、緊急時に落ち着いて行動できるよう努めてください。

■ 共通事項

事故や災害等が発生した場合は、負傷者の応急処置、利用者の安全確保などの初動対応を最優先とし、対応後ただちに館長（または所管課）へ連絡します。

その後も、救急要請時、状況が大きく変化した時、対応が終了した時など、節目ごとに情報共有を行うこととします。

<所管課>

福祉部 とも福祉課 TEL：0795-88-5750

Ⅱ. 事故防止・救急対応マニュアル

1. 施設・設備等への事故への対応

(1) 安全点検の実施

職員は、児童館の「安全計画」に基づいて、施設・設備等の安全点検を毎月実施します。具体的には、それぞれ以下の項目の点検を行います。点検時は、別紙の点検表を使用します。

点検の結果、改善が必要と判断する箇所がある場合は、安全を確保できるよう、施設・設備等の修繕等を行います。

なお、施設・設備の状況によって、修繕・補修が完了するまでは、当該箇所等の使用を禁止するなど対策を講じます。

■ 点検項目

<施設関係>

- 壁・屋根の状況
- 窓枠・ガラス・網戸の状況
- 床・天井の状況

<設備関係>

- 遊具、フェンス、側溝、水道の状況
- ホール・図書室・和室・流し台（多目的トイレ横）の状況
- 職員室・会議室の状況
- 外灯の状況・室内灯の状況
- 冷暖房器具の状況
- トイレの状況
- 消火器の状況
- 自動ドアの状況

<屋外>

- 駐輪場・グラウンド・遊具広場・花壇の状況
- 庭木（高木）の状況

(2) 事故発生時の対応

事故が発生した際には、次の手順で対応を行います。

また、この際、状況に応じて職員が救急車要請の要否を判断することになりますが、決断のためらわないよう、判断基準は、事前に十分共通認識を図っておきます。

なお、原則として職員が児童を医療機関へ連れていくことはしません。

■ 対応手順

- ① 発見者は、事故発生の状況を確認するとともに、負傷者がどのような症状か確認する。
- ② ①に並行して、発見者は、応急処置^{*}を実施するとともに、近くの職員に支援を要請する。
- ③ 支援要請を受けた職員は、必要に応じて救急車を要請する。
救急車の要請が必要ないと判断した場合は、保護者へ連絡し速やかに医療機関を受診するよう依頼する。
- ④ 救急車の要請を行った場合は、直ちに保護者へ連絡し、状況を伝える。
- ⑤ 事故の発生及びその対応について、館長へ連絡し、情報を共有する。

^{*}応急処置の方法は別途 P5～に記載。

■ 救急車要請の基準

救急車を要請する基準は以下のとおりを基本としますが、これに加えて、現場の状況に応じて、臨機応変に対応することとします。

- 呼吸停止、心肺停止で人工呼吸や心肺蘇生が必要な児童がいる。
- 呼吸困難な児童がいる。
- 胸痛を訴えている児童がいる。
- 大量出血があり、ショック症状のある児童がいる。
- 胸部を強く打ち、ショック症状のある児童がいる。
- 腹全体が緊張して痛みが強く吐き気がある児童がいる。
- 重度の熱傷の児童がいる。
- 頭部を打ち、またはその他の理由で意識状態に異常のある児童がいる。
- 脊椎を損傷している恐れがある児童がいる。
- 手足の一部または全部が麻痺している児童がいる。
- 激しい腹痛を訴えている児童がいる。
- 吐血や下血のある児童がいる。
- 胸や足を骨折している児童がいる。
- 痙攣が続いている児童がいる。

■ 救急車要請時の電話対応

救急車を要請する際は、以下のとおり対応します。救急時にも落ち着いて対応できるように、職員は電話の近くに手順を掲示しておきます。

① 種類

- ▶ Q. 消防ですか、救急ですか。 A. 救急 です。

② 場所

- ▶ Q. 場所はどこですか。
A. こうがやま児童館です。丹波市氷上町成松 217 番地です。

③ 通報者

- ▶ Q. 通報者の氏名・連絡先を教えてください。
A. 氏名 は〇〇〇〇です。 電話番号は、82-8620 です 。

④ 被害状況

- ▶ Q. 被害の状況を教えてください。
A. 負傷者は〇〇人です。 負傷者の容態は〇〇〇の状態です。
※負傷者 / 疾病者 の状態を聞かれたら、簡潔に説明する。

⑤ 救急車の案内

必要事項を伝え終わったら、目標物や目立つところに立って、救急車が到着したときに、案内する。

⑥ 報告

救急車に同乗した職員は、医師の診察結果を館長に報告するとともに、保護者に連絡する。

(3) 応急処置の方法

児童が負傷等をした際には、職員は症状に応じて以下の手順で対応を行う。

■ 手足をぶつけた場合

- ① すぐに安静にして、患部の状態を調べる。
- ② 児童が最も楽な姿勢ですぐに患部の様子を観察しながら、応急処置を開始する。
- ③ 皮膚に傷がある場合には、傷口を流水でよく洗浄し、傷の範囲によって絆創膏やガーゼで保護する。
- ④ 痛みのある部位に変形がないかどうか、左右を見比べて確認を行う。
- ⑤ 腫れや皮膚の色の変化を確認する。大きな変形がある場合は骨折も疑われるため、氷あるいは氷水を使い、患部とその周囲全体を冷やす（弾性包帯等で圧迫しながら氷等を固定する）。肘、膝の場合には、曲がらなくなるのを防ぐため、可能な範囲で肘、膝を曲げた状態で冷やす。
※腫れがひどくなるようなら、保護者に連絡し速やかに医療機関を受診するよう依頼する。

■ 頭をぶつけた場合

- ① 意識の有無、出血の有無、患部の状況を確認する。
- ② 意識がない場合は救急車を要請する。また、痙攣をしている場合、嘔吐を繰り返す場合には、救急車を要請するか、保護者に連絡し速やかに医療機関を受診するよう依頼する。
- ③ 緊急の状況でなければ、＜手足をぶつけた場合＞と同様に応急処置を行う。

■ 胸をぶつけた場合

- ① 痛みの場所、症状、呼吸が正常に行われているかを確認する。
- ② 呼吸を苦しそうにしている、一部を強く痛がっている場合には、肺の損傷や肋骨の骨折の可能性があるので、救急車を要請するか、保護者に連絡し速やかに医療機関を受診するよう依頼する。
- ③ 緊急の状況でなければ、＜手足をぶつけた場合＞と同様に応急処置を行う。

■ 目をぶつけた場合

- ① 眼がかすむ、見えにくい、視力低下などの症状がある場合で、眼球からの出血や液体の流出が疑われるときは、救急車を要請するか、保護者に連絡し速やかに医療機関を受診するよう依頼する。
- ② 特に眼球破裂が疑われる時には、眼球内容（眼球の中身）の脱出を防ぐために眼部を圧迫しないようにし、至急、救急車を要請する。

■ 捻挫・脱臼の場合

- ① 症状を確認する。次のような症状がひとつでもあれば捻挫を疑う。
 - 関節を本来動く方向へ動かそうとすると痛む（運動痛）
 - 患部を押すと痛む（圧痛）
 - 静かにしていても痛む（自発痛）
 - 患部周囲が腫れている（腫脹）
 - 関節がガクガクし、不安定な感じがする
- ② 応急処置を実施する。
- ③ キズや骨折がないと思われる場合には、患部に湿布薬（冷湿布）を貼る。
- ④ 湿布薬がない場合には、氷のうを使うか、タオル等を濡らし、頻繁に代えて冷やす。
- ⑤ 関節を動かさないように包帯やタオル、三角巾、風呂敷等を使って圧迫、固定する。
※脱臼は、無理に戻すと神経や血管を傷つける場合があるため、無理に戻さない。
- ⑥ 応急処置が終わったら、保護者に連絡し速やかに医療機関を受診するよう依頼する。

■ 手足の外傷の場合

- ① 傷口の状態（出血が続いているのか、傷は比較的きれいなのか、傷口に異物が混入しているかなど）を観察する。
- ② 負傷部位より末梢部位の血行、しびれの有無、全身の状態も確認する。
- ③ 傷口が汚れていたら、流水でよく洗浄する。
- ④ 傷口を清潔なガーゼ等の布で拭き、ガーゼ、絆創膏等で傷を保護する。
- ⑤ できるだけ安静にし、腫れや痛みがひどいときには、冷たいタオルや氷のうで冷やす。
- ⑥ 出血がある場合には、出血部位を清潔なガーゼ等の布で全体的に覆い、出血が止まるまで指や手で押さえて圧迫する。この際、感染予防のため、血液に直接触れることのないように、手袋を着用し（手袋がない場合は、レジ袋等を手にかぶせて）処置を行う。
- ⑦ 出血が止まらない場合には、さらに布や包帯を巻いて圧迫し、保護者に連絡し速やかに医療機関を受診するよう依頼する。

■ 熱傷（やけど）の場合

- ① やけどを負った場合には、速やか（可能な限り、やけど後5分以内）に冷水や水道水で患部を5～30分程度冷やす。衣服を着た箇所の場合には、無理に脱がさず衣服を着たまま冷やす。
※衣服を脱がすと皮膚や水疱が破れ、痛みの増強、症状の悪化の要因となるおそれがある。
また、衣服を脱がすことで冷やすまでに時間を要し、症状が悪化するおそれがある。
※衣服の上からの場合は、氷のう等で冷やすことでもよいが、長時間あて続けた場合には凍傷となるおそれがあるため、注意が必要。また、患部に直接氷のう等を当てないようにする。
※身体の広い範囲に熱湯をかぶるなどした場合は、流水で冷やし過ぎると体温が下がり過ぎてしまうため、濡れたバスタオルで全身をくるみ、その上から毛布で保温する。
- ② 応急処置後、清潔なガーゼやタオルで患部を覆う。
※自己判断で軟膏や消毒薬を付けると、その後の治療に支障が出る場合があるため、受診前には付けない。
- ③ 以下のような場合には、保護者に連絡し速やかに医療機関（皮膚科、形成外科）を受診するよう依頼する。特に、以下のB、Cの場合には救急車を要請する。
 - A. やけどの範囲が広い（本人の手のひらより大きい）場合
 - B. 皮膚が赤くはれて水疱がある、強い痛みが治まらない場合
 - C. 皮膚が白い、もしくは黒くなり、痛みを感じない場合

■ 骨折の場合

- ① 骨折部を動かさないように注意しながら、指先の色が変わっていないか、しびれていないか、血行障害と神経麻痺の有無を確認する。
- ② 変形などは現場では矯正しない。骨折部を段ボールを加工したり、週刊誌等を利用し、包帯・テーピング等を用いて固定する。
- ③ 骨折部を中心にアイシングする。
- ④ 症状によって、救急車を要請する。救急車の要請基準に合致しない場合には、保護者に連絡し速やかに医療機関を受診するよう依頼する。
※医療機関に行く前に、冷や汗をかいていたり顔が青ざめている等、児童の状況が悪化している場合には、ショック状態になっている可能性があるため、仰向けに寝かせ、体に毛布などをかけ、体温が下がらないような工夫、配慮を行う。

■ 鼻血の場合

- ① 鼻をつまみ（外から鼻翼を押し）、止血する。
※出血部位のほとんどは、外から1~1.5cmのあたりのため、鼻血が直ぐに止まるときは、そのまま安静にして、様子を見る。
- ② 鼻血が続くときには、背もたれのある椅子などに座り、頭をやや前に傾けて、親指と人差し指で鼻の下部をつまんで圧迫する。この際、冷たいタオルや氷のうで鼻部を冷やす。
- ③ 鼻部の圧迫で止血できないときには、清潔なガーゼや脱脂綿を鼻の奥に詰め込む。この際、詰め込んだガーゼなどは、その一部を鼻から出しておくようにする。
- ④ 以上の手当をしても、15分以上出血するなど、大量の出血が続くときには、保護者に連絡し速やかに医療機関を受診するよう依頼する。
※首のうしろを叩かない。鼻血が喉の奥に入り、嘔吐の原因となるおそれがある。

(4) 緊急・救命対応<心肺蘇生法>

児童が何らかの事故などが原因で、気道が詰まったり、呼吸や心臓が停止したりすると、数分の間に死の危険にさらされることとなります。その場合、児童の命を救うために何よりも優先されなければならないのは本項の「緊急・救命対応」です。

救急車は、通報を受けてから10分～15分程度で現場に到着するとされていますが、呼吸停止から何も手当をしないで4分を経過すると救命率は50%となります。緊急・救命対応は、迅速であればあるほど、救命できる確率が上がるため、非常に重要な処置です。

職員は、普段から最寄りのAED設置場所を確認しておきます。

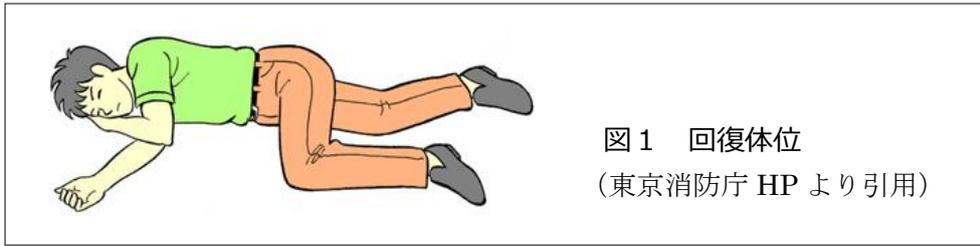
また、館長は、AEDの使用方法を含めた心肺蘇生法の講習会に職員を参加させたり、研修の機会を設けて、いざというときに備えます。なお、以下の手順は、緊急時に備え掲示しておきます。

■ AED設置場所

中兵庫信用金庫 本店営業部 (TEL : 0795-82-1310)

■ 一次救命処置の実施

- ① 周囲の安全を確認する。
- ② 「もしもし」「どうしたのですか」肩を軽くたたきながら大声で呼びかける。何らかの応答や仕草がなければ「反応なし」とする。反応がないときは動作③に移る。
- ③ 反応がない場合は、救急車を要請し、AEDの手配を周囲に依頼する。
- ④ 反応の有無について迷った場合は、119番通報して通信・指令員に相談する。
- ⑤ 呼吸の確認をする。児童に反応がなく、10秒間、呼吸があるかを確認する。異常な呼吸(死戦期呼吸^{※1})が認められる場合、その判断に自信が持てない場合は心停止、すなわち心肺蘇生法の適応と判断し、ただちに胸骨圧迫を開始する。呼吸していれば回復体位^{※2}にする。
※1 死戦期呼吸：心停止直後にみられる症状のことで、あえぐように呼吸していたり、下あごを動かして呼吸しているように見えるもの。
※2 回復体位：意識障害のある患者に対して、救急車などの二次救命処置が開始されるまでの(図1参照)間、安静を保つための姿勢。横向きに寝かせ、上になった脚の膝を90度曲げる。上側になった手を顔の下に入れ、できるだけ下あごを前に出す。
- ⑥ 心肺蘇生法は胸骨圧迫から開始する。児童を仰向けに寝かせ、職員は児童の胸の横にひざまずき、胸骨の下半分を胸骨圧迫の部位とする。深さは胸が約5cm沈むように圧迫する(ただし、6cmを超えないようにする)。この際、1分間あたり100～120回のテンポで圧迫する。複数の職員がいる場合は、職員が互いに注意しあって、胸骨圧迫の部位や深さ、テンポが適切に維持されていることを確認する。心肺蘇生中の胸骨圧迫の中断は最小にする。
- ⑦ 職員は、胸骨圧迫のみの心肺蘇生法を行う。



■ AED使用時の留意事項

A | 電気ショックが必要と解析された場合

- ① 「電気ショックが必要です」などのメッセージが流れ、充電が開始される。
- ② 充電が完了すると「除細動ボタンを押して下さい」などの音声が出る。
- ③ 周囲の人に、「みんな離れて！」などの声掛けをし、近くに人がいないことを確認してから除細動ボタンを押す。
- ④ その後、再び、解析が行われる。音声メッセージの指示に従って行動する。

B | 電気ショックが必要ないと解析された場合

- ① 「電気ショックは必要ありません」などのメッセージが流れた場合には、AEDをつけたまま、心肺蘇生法を行う。心肺蘇生法を実施中にAEDから指示が出た場合には、その指示に従う。
- ② 救急隊が到着したら、倒れた状況、行った応急手当、除細動を加えた回数を伝える。
- ③ 救急隊に引き継ぐときは、パットを剥がさず、電源も入れた状態にしておく。

(5) 児童館内での事故に関する情報共有

児童館で事故が発生した場合、事故処理完了後に、事故対応を行った職員は、別紙事故報告書に事故の状況や対応内容を記入し、職員間で供覧のうえ、館長に提出します。

館長は、提出された事故報告書の内容を確認し、その対応等について、より望ましい対応がないかなど、今後の対応に向けて職員と話し合いを行います。

その際、事故への対応等に関し、本マニュアルを修正すべき点があれば、随時改訂を行います。

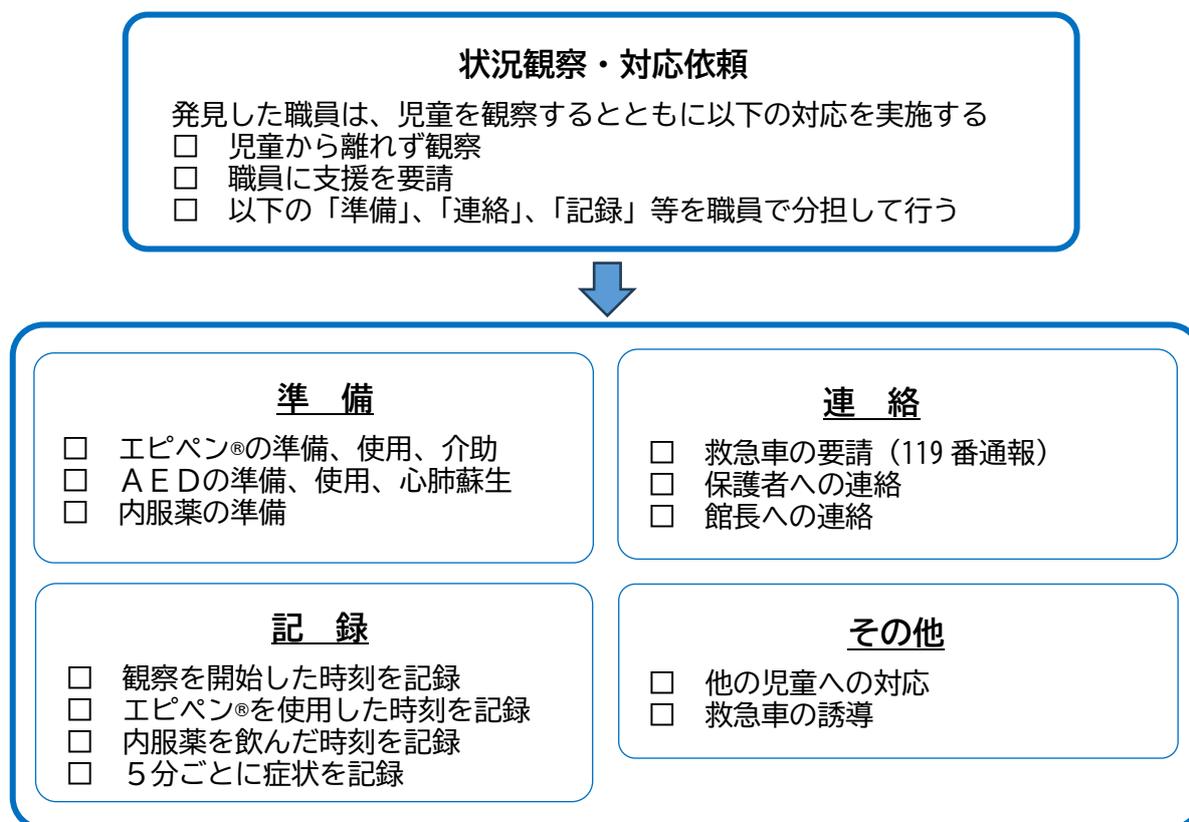
2. 飲食物等への対応

(1) 食物アレルギー等への対応

■ アレルギー等緊急時の対応

児童にアレルギー症状が認められたり、アレルギーの原因食品を食べてしまった場合、職員は、以下の役割分担により対応を行います。

なお、職員は日頃から来館する児童のアレルギー等の情報収集に努め、必要に応じて、事前に保護者と留意事項や緊急時の対応方法(エピペン®の使用等)について、相談しておきます。



<図：緊急時の役割分担>

また、緊急時の判断は以下の手順により行います。なお、発見した職員は、以下の点に留意し、速やかに行動する必要があります。

- アレルギー症状があったら5分以内に判断する
- 迷ったらエピペン®を打つ。その上で、ただちに119番通報する

緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい・不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
 - 声がかすれる
 - 犬が吠えるような咳
 - 息がしにくい
 - 持続する強い咳き込み
 - ゼーゼーする呼吸
- (ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける



1つでもあてはまる場合

- ① エピペン®を使用（要家族同意）
 - ② 救急車を要請
 - ③ その場で安静にする※
（立たせたり、歩かせたりしない）
 - ④ その場で救急隊を待つ
 - ⑤ 可能なら児童がもつ内服薬を飲ませる
- エピペン®を使用し、10-15分後に症状の改善が見られなければ、次のエピペン®を使用
- 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う

※安静を保つ体位

- ・ ぐったり、意識もうろうの場合
 血圧が低下している可能性があるため、あおむけで足を15-30cm高くする
- ・ 嘔吐、吐き気がある場合
 回復体位とする
- ・ 呼吸が苦しく仰向けになれない場合
 上半身を起こし後ろに寄りかからせる

あてはまらない場合

- ① 保護者に連絡し承諾を得たうえで、児童がもつ内服薬を飲ませる
 ↓
- ② 安静にできる場所へ移動させる
 ↓
- ③ 5分ごとに症状を確認
 上記の症状チェックシートに従い
 判断・対応

<図：緊急時の判断と対応>

(2) 食中毒への対応

■ 食中毒の予防

調理及び飲食を伴う事業を実施する場合は、職員は食中毒を予防するため、以下の対応を行います。

- ① テーブルや食器等の衛生管理・消毒を十分行う。
- ② 市販の食品は、外装に異常がないか検品作業を適切に行い、消費期限・賞味期限を厳守する。
- ③ 飲食の前には、児童に手洗い・うがいを徹底させ、衛生管理に努める。

■ 緊急時の対応

職員は、児童に腹痛、嘔吐、下痢、発熱の症状が見られた場合、食中毒が疑われるため、以下の手順で対応を行います。

- ① 症状を把握し応急処置を行い、必要があれば救急要請を行う。
- ② 保護者には事実経過と児童の状況を伝える。
- ③ 当該児童が喫食した食品を保全する。
- ④ 食中毒の疑いがある事象が発生した旨を、管轄の保健所に連絡する。
- ⑤ 事後の対応は、保健所等の指示に従って取組を行う。

<保健所>

丹波県民局 丹波健康福祉事務所 TEL:0795-73-3769

(3) 窒息・誤嚥・誤飲等への対応

■ 窒息・誤嚥の防止

餅、こんにゃくゼリー、豆類・ナッツ類、アメ・グミ、粒状のチーズ、粒の小さなせんべい等は、児童の咀嚼力、嚥下力（噛む力、飲み込む力）が弱い場合には、食品をのどに詰まらせて窒息したり、小さなかけらが気管に入り込んで肺炎や気管支炎を起こしたりするおそれがあります。

職員は、主催事業等において飲食やおやつを提供を行う場合、以下の対応により窒息・誤嚥を防止します。

- 飲食物として、窒息・誤嚥の恐れのある食品は提供しない。
- 飲食を伴う事業開催時は、児童に異常がないかを注視する。

■ 窒息時の対応

職員は、児童が餅等をのどに詰まらせたおそれがある場合には、以下の手順で対応します。

① 反応の確認

「窒息のサイン」（親指と人差し指で、のどをつかむ仕草）をしている児童がいる場合は、反応の有無を確認します。

② 反応がある場合

反応がある（呼びかけに応じることができる）場合には、以下の方法により異物除去を行います。まずはAを行い、効果がなければBを試みます。異物がとれるか、意識がなくなるまで続けます。

A | 背部叩打法

患者の後ろから、手のひらの付け根部分で、左右の肩甲骨の真ん中あたりを力強く何度も叩きます。

B | 腹部突き上げ法

- ア 患者の後ろへ回り、腰に手を回します。
- イ 一方の手で「へそ」の位置を確認します。
- ウ もう一方の手で握りこぶしを作って、親指側を患者のへその上方で、みぞおちより十分下方に当てます。
- エ 「へそ」を確認した手で握りこぶしを握り、素早く手前上方に向かって圧迫するように突き上げます。
- オ 腹部突き上げ法を実施した場合は、腹部の内臓を痛める可能性があるため、救急隊にその旨を伝えるか、速やかに医師の診察を受けさせます。



【参考】
腹部突き上げ法
(気道異物除去)

③ 反応がない場合

反応がない場合には、救急車を要請し、心停止に対する心肺蘇生の手順を開始します。

■ 飲食物以外の誤飲への対応

誤飲したことに気づいた場合、誤飲したものによって異なる対応を行う必要があります。

職員は、児童が誤飲したのものによって速やかに以下の対応を行い、救急車を要請するか、保護者に連絡し速やかに医療機関を受診するよう依頼する。

<参考：誤飲時の対応>

誤飲物	対応	
	水・牛乳を飲ませるか	吐かせるか
防虫剤	飲ませない	吐かせる
灯油、ガソリン	飲ませない	吐かせない
トイレ用洗剤、漂白剤等	飲ませない	吐かせない
ボタン電池、コイン電池	飲ませない	吐かせない
磁石（複数）	飲ませない	吐かせない

3. 熱中症への対応

熱中症とは、体内で本来必要な重要臓器への血流が皮膚表面へ移動し、また大量に汗をかくことで体から水分や塩分（ナトリウム等）が失われるなどの脱水状態になり、熱の産生と熱の放散とのバランスが崩れて、体温が急激に上昇することをいいます。

(1) 暑さ指数

■ 暑さ指数とは

熱中症の危険度を判断する環境条件の指標に暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度）があります。暑さ指数（WBGT）を、熱中症予防のための行動の目安とすることが推奨されています。

このWBGTは、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風（気流）の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

暑さ指数 (WBGT) の算出

【算出式】

暑さ指数 (WBGT) = $0.7 \times$ 湿球温度 + $0.2 \times$ 黒球温度 + $0.1 \times$ 乾球温度

- 乾球温度：通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。
- 湿球温度：湿度が低い程水分の蒸発により気化熱が大きくなることを利用した、空気の湿り具合を示す温度。湿球温度は湿度が高い時に乾球温度に近づき、湿度が低い時に低くなる。
- 黒球温度：黒色に塗装した中空の銅球で計測した温度。日射や高温化した路面からの輻射熱の強さ等により、黒球温度は高くなる。



図1-18 暑さ指数(WBGT)測定装置 (左) 基本型 (右) 電子式

※上記の算出式は屋外での暑さ指数の算出方法であり、屋内の場合は下記のとおり。

暑さ指数(WBGT) = $0.7 \times$ 湿球温度 + $0.3 \times$ 黒球温度

<図：暑さ指数 (WBGT) の算出方法>

※環境省「熱中症環境保健マニュアル 2022」より引用

職員は、暑さ指数（WBGT）を計測し、次の表の指針に従って、その日の外遊びの実施の可否等の対応を判断します。

<表：熱中症予防運動指針※に基づく対応方針> ※公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」

WBGT (°C)	湿球温度 (°C)	乾球温度 (°C)	児童館における対応	
31 以上	27 以上	35 以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特にこどもの場合は注意すべき。
28～31	24～27	31～35	厳重警戒 [激しい運動は中止]	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
25～28	21～24	28～31	警戒 [積極的に休憩]	熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り、適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25	18～21	24～28	注意 [積極的に水分補給]	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21 未満	18 未満	24 未満	ほぼ安全 [適宜水分補給]	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1. 環境条件の評価には、WBGT（暑さ指数）の使用が望ましい。
2. 乾球温度（気温）を用いるときは、湿度に注意する。湿度が高いときは1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
3. 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

■ 暑さ指数の計測方法

暑さ指数は、暑さ指数（WBGT）計により計測します。暑さ指数計は、日本産業規格「JIS B 7922」に適合した電子式暑さ指数（WBGT）計を用います。

暑さ指数（WBGT）の計測にあたっては、以下の点に注意します。

- 黒球を日射に当てる（黒球が影にならないようにする）。
- 地上から 1.1m 程度の高さで測定する。
- 壁等の近くを避ける。
- 測定開始から 10 分程度経過し、値が安定してから測定値を読み取る。

(2) 熱中症警戒アラート

熱中症警戒アラートとは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁が暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供のことをいいます。

職員は、暑さ指数（WBGT）計がない場合は、熱中症警戒アラートの情報を利用して、対応を判断します。

■ 発表内容

熱中症警戒アラートでは、次の内容が発表されます。

- 府県予報区の方々に対して熱中症への注意を促す呼びかけ
- 府県予報区の観測地点毎の日最高暑さ指数（WBGT）
- 暑さ指数（WBGT）の目安
- 府県予報区の各観測地点の予想最高気温及び前日の最高気温観測値（5時発表情報のみ付記）
- 熱中症予防において特に気をつけていただきたいこと

■ 発表方法

熱中症警戒アラートは、気象庁の防災情報提供システムを通じて地方公共団体や報道機関等に対して発表されます。

また、同時に環境省熱中症予防情報サイトに掲載されます。

◇ 環境省：<https://www.wbgt.env.go.jp/>

■ 熱中症警戒アラートの活用

① 情報の入手

熱中症警戒アラートは、気象庁の防災情報提供システム、関係機関のWEB ページ、SNS を通じて情報を入手します。誰が、どのような方法で情報を収集するかを決めておきます。

② 情報の活用

職員は、熱中症警戒アラートの情報を参考に、翌日に予定されている事業等の開催可否、内容の変更等に関する判断、飲料水ボトルの多めの準備、冷却等の備えを行います。当日の状況が予測と異なる場合もあり、職員は、行事を予定どおりに開催するか中止にするか、内容を変更して実施するかを判断します。

職員は、熱中症警戒アラートが発表されていない場合であっても、活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定し、状況に応じて、水分補給や休息の頻度を高めたり、活動時間の短縮を行います。

(3) 熱中症の予防

熱中症は生命にかかわる病気です。しかし、予防法を知っていれば、発生や悪化させることを防ぐことができます。日常生活における予防は、体温の上昇と脱水を抑えることが基本です。そのため、まず大切なのは、暑い環境下に長時間いることを避けることです。熱中症は、体育・スポーツ活動において発症することが多く、スポーツなどの体を動かす状況では、それほど気温の高くない環境下でも熱中症を引き起こすことがあります。「暑くないから大丈夫」と思うのではなく、活動中の児童の状態をよく観察し、異常がないかを確認することが必要です。

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」※では、体育・スポーツ活動における熱中症予防の原則として、以下の5つを挙げています。

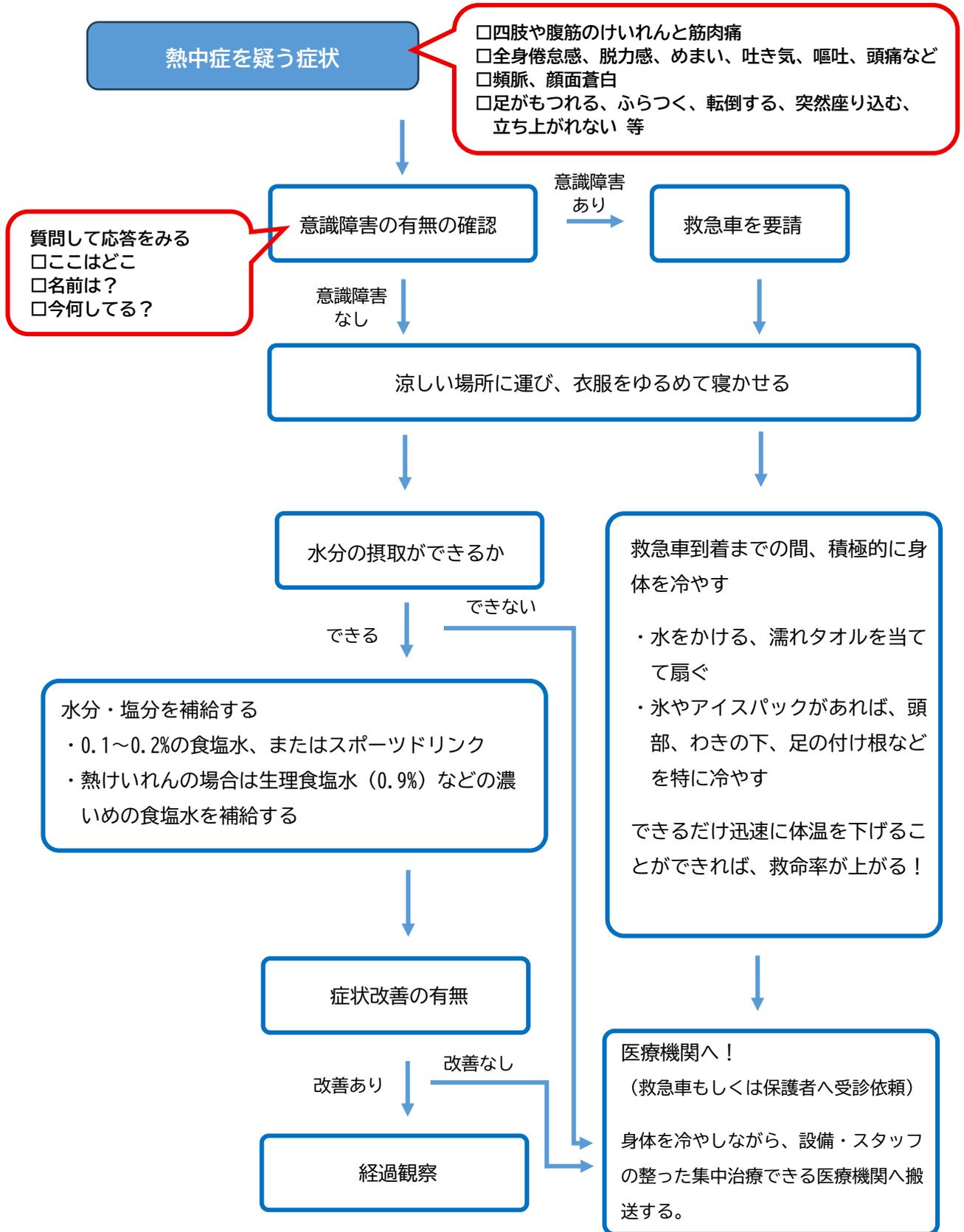
※独立行政法人日本スポーツ振興センター発行の冊子

<熱中症予防の原則>

- ① 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと
- ② 暑さに徐々に慣らしていくこと
- ③ 個人の条件を考慮すること
- ④ 服装に気を付けること
- ⑤ 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

■ 熱中症発生時の対応

職員は熱中症の疑いがある場合、以下の手順で対応を行います。



<図：熱中症発生時の対応手順>

独立行政法人日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」より引用。

Ⅲ. 防災マニュアル

1. ハザードリスクの把握

国土交通省や自治体が公開しているハザードマップ等を参照し、児童館の所在している地域に、地震・液状化、洪水、内水氾濫、土砂災害などが発生する可能性があるか否かを確認します。被害発生の可能性がある場合には、その想定される被害レベルを併せて確認しておきます。

◇ 国土交通省 ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>

◇ 丹波市防災マップ（WEB版） <https://www.city.tamba.lg.jp/section/hazardmap/index.html>

2. 防災に関する施設・設備・備品の安全点検

館長は、以下のような防災施設・設備が適切に使用できる状態になっているか、防災備品が使用できる状態となっているかについて、確認の担当者を決定し、四半期に1回など、定期的な確認を指示します。

館長からの指示を受けた担当者は、以下の内容について点検を行い、不備があれば改善します。

■ 点検項目

- 防災備品が適切に使用できるか
（軍手、懐中電灯、常備薬、ラジオ、マスク、予備電池など）
- 避難経路（防火扉、廊下、非常口）に異常がないか
- 消防設備（消火器、災報知器、排煙オペレーター）に異常がないか
- 非常口周囲に障害物がないか
- 非常用照明や誘導灯、照明器具の球切れ、破損がないか

3. 避難訓練等の実施

職員は、災害発生時に人命を守るため、以下のことを踏まえ避難訓練を実施します。

- 児童館の立地環境におけるハザードリスクも踏まえ、発生するおそれのある災害の種類に応じた避難場所を設定する。
- 設定した避難場所に応じ、児童館からの避難経路図を作成する。
- 安全計画の訓練計画に基づき、定期的に避難訓練を実施する。
- 訓練は、朝、昼、夜といったあらゆる時間帯を想定して実施する。
- 訓練においては、関係機関への通報訓練も実施する。

■ 最寄りの指定緊急避難場所

丹波市立中央小学校（氷上町成松 186 番地 1）

4. 災害発生時の対応

(1) 火災への対応

■ 火災対応の基本

火災が発生した場合、職員は、以下の基本を念頭に行動します。

- ① 早く知らせる
「火事だ!」と大声で知らせる。小さな火事でも直ちに 119 番通報する。
- ② 早く消火する
出火から 3 分以内に消火器で消火する。
- ③ 早く逃げる
炎が天井に到達したら、消火をあきらめて避難する。

■ 初期消火

職員は、出火を確認した場合、以下の手順で初期消火を試みます。ただし、消火が困難と判断した場合には、無理に消火活動を続けず、速やかに避難します。

- ① 出火場所を確認する。
- ② 火元が判明し、初期消火が可能ならば、消火器等で素早く火の始末をする。
消火器がなければ濡らしたシーツやバスタオルを使って消火する。
- ③ 電気器具はスイッチを切り、コードは抜く。

■ 消防への通報

消防車の要請は以下のとおりとします。緊急時にも落ち着いて対応できるように電話のそばや壁に、本手順を貼っておきます。

- ① 種類
 - ▶ Q. 火事ですか、救急ですか。
 - A. 火事です。
- ② 場所
 - ▶ Q. 場所はどこですか。
 - A. こうがやま児童館です。丹波市氷上町成松 217 番地です。
- ③ 被害状況
 - ▶ Q. 何が燃えていますか。
 - A. 建物の●●部分から火が出ています。
 - Q. 逃げ遅れた人はいますか。
 - A. 職員と利用者は全員避難中です。(その時点での状況を回答)
※負傷者等の状態を聞かれたら、簡潔に説明する。
- ④ 通報者
 - ▶ Q. 通報者の氏名・連絡先を教えてください。
 - A. ○○○○です。電話番号は 82-8620 です。

⑤ 消防車の案内

以上を伝え終わったら、目標物や目立つところに立って、消防車が到着したときに、案内する。

■ 安全な場所への避難

初期消火できず、消防車を要請した場合には、人的被害の発生を抑えるため、職員は、児童を連れ、安全な場所に避難します。

① 安全な場所（避難場所）へ避難誘導する。

職員は、窓ガラス、出入口ドアを閉めてから避難します。

移動の際は出火場所と反対方向に移動し、風上向かってに避難します。

◆ 避難場所 ： 職員駐車場

② 避難のときは、「お・は・し・も・ち」※1に加え、「体を低くして」、「煙を吸わないように」などのことば掛けを行う。

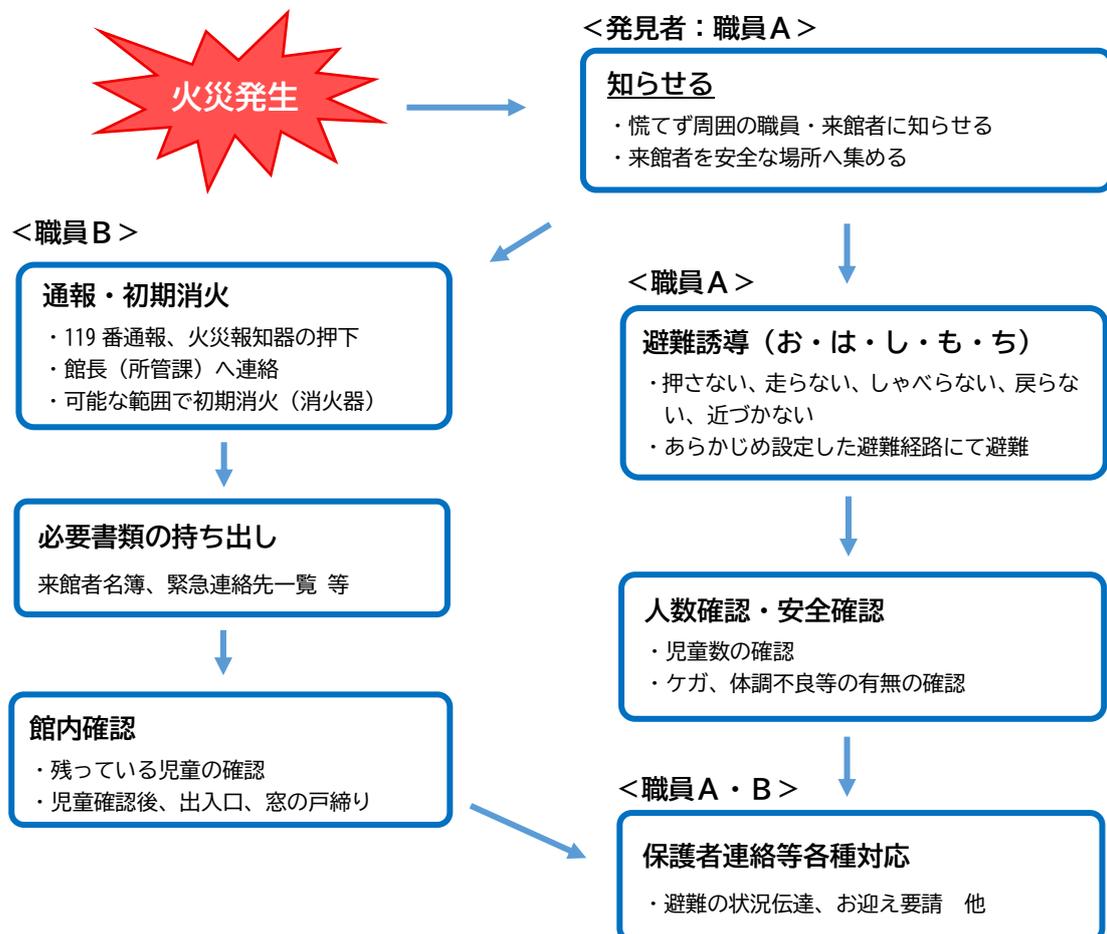
□ ハンカチ等で口や鼻を覆う。ないときは手で口や鼻を覆う。

□ 煙は高いところへ上がるため、できるだけ姿勢を低くする。

□ 煙が充満すると周りが見えなくなるため、屋内では壁伝いに移動する。

※1 お・は・し・も・ち：押さない、走らない、しゃべらない、戻らない、近づかない

■ 参考：対応のフロー図 ※本フローは参考とし、発生時の状況に応じて柔軟に対応する



(2) 地震発生時の対応

■ 地震による被害防止対策

職員は、地震による被害を最小限に抑えるため、日頃から以下のような基本的な地震対策を実施します。

- 備品整理（非常持ち出し袋等の設置場所を、すぐに取り出しやすい場所とする。）
- 転倒時に出入り口をふさがないように、家具等を出入り口から離れた場所におく。
- 重いものは書棚等の下段に収納する。
- 背の高い家具の上には、落下した際に危険な物を置かない。
- 什器や照明器具を固定する。
- 家具と天井のすき間に転倒防止ポールを設置したり、耐震金具を取り付ける。
- ガラスに飛散防止フィルムを貼る。

■ 地震発生時の対応（屋内）

屋内で地震が発生した場合、職員は以下の対応を実施します。

① まず身の安全を守る

丈夫なテーブルや机の下に身を伏せて、揺れが収まるのを待つ。テーブル等が近くにないときは、座布団やクッションで頭を守る。まずは、身の安全を守ることが重要。

② 火の始末をする

揺れが小さい時はすぐに、揺れが大きい時には揺れが収まってから火を消す。慌ててやけどをしないように落ち着いて火の始末をする。また、念のため電気のブレーカーを切る。

③ ドアや窓を開け出口を確保

地震で建物がゆがんでドアが開かなくなることがある。外に避難できるように出口を確保する。その際、ドアが再び閉まらないように手近なものを挟み込んでおくといよい。

④ 慌てて外に飛び出さない

慌てて外に飛び出すと、窓ガラスの破片等が落ちてきて思わぬケガをすることがある。周りの状況をよく確かめて、落ち着いて行動する。

⑤ ガラスや上から物が落ちるような場所を避け、児童を1か所に集める

割れたガラスの破片等でケガをするおそれがある。室内であっても靴を履くか、スリッパや厚手の靴下を必ず履くようにする。ガラスが飛び散らないように、すぐにカーテンを閉める。その上で、揺れが収まってから、安全な場所に児童を集める。

■ 地震発生時の対応（屋外）

職員は、まず、遊具等で遊んでいる児童は中断させます。また、児童を分散させないようにし、落下物等の少ない安全な場所に移動させます。児童を安全な場所に集めたら、職員が児童を囲むなどして安心感を与え、児童の気持ちを落ち着かせます。

避難・誘導の際、以下の点に留意します。

- 地割れが発生している場合には近づかないようにする。
- 建物等からの落下物が予測される場所に近づかないようにする。
- 移動の際には、ブロック塀や自動販売機が倒れて下敷きになるおそれがあるため、地震が起きたらすぐにブロック塀等のそばから離れる。
- たれ下がった電線は危険であるため触れないようにする。

■ 揺れが収まった後の対応

地震の揺れが収まったら、職員は以下の対応を行います。

① 揺れが比較的小さかった場合（震度 4 以下）

緊急対応^{※1}後、施設に異常がなければ通常どおり開館を継続する。

事業の継続が困難な場合、職員は保護者に迎えを依頼する。施設の異常（建物のゆがみ、壁の崩落等）、近隣の状況（火災や建物の崩落等）をもとに、館長および職員が総合的に判断し、場合によっては避難場所へ誘導する。

その場合、避難場所にて保護者の迎えを待つ。

※1 緊急対応：児童の安全確保、応急手当、所在と安否確認、施設・設備の被害状況点検のことをいう。

② 揺れが大きかった場合（震度5弱以上）

館長は、継続して開館することが危険であると判断した場合、職員へ指示し、保護者に迎えを依頼する。

また、緊急対応後、館長および職員は、避難場所へ避難するか否かを判断する。

避難の判断は、建物の立地や耐震構造等を踏まえて行う。避難した場合は、避難場所において児童の引き渡しを行う。児童全員の引渡しが完了するまで迎えを待つ。

(3) 気象災害への対応

■ 気象災害において警戒すべき事項

局所的に発生する集中豪雨は予測が困難であり、注意報や警報等は急に出ることがあることから、職員は常時、警報等の情報に気を付ける必要があります。

児童の人数、年齢、身体の状態によっては逃げ遅れるおそれがあるため、早めの避難を心がける必要があります。

また、近隣に河川があることから、豪雨の際には、以下のライブカメラ等も活用し、河川の状況にも気を配ります。

[参考] 兵庫県河川ライブカメラシステム：<https://hyogo.kasenkanshi.info/>

■ 警報発令時の対応

気象警報発令のタイミングに応じて、以下のとおり対応を行います。なお、ここでいう気象警報とは、暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪を指します。

<表1 警報発令時の対応>

タイミング	対応
開館前 に発令された場合	天候の状況に応じて、館長の判断により臨時休館を検討します。 通常どおり開館する場合も、職員から来館者に対し気象状況への注意を促します。
開館中 に発令された場合	開館時間中に警報が発令された場合は、館長の判断により、状況に応じて以下のとおり対応します。 <input type="checkbox"/> 来館者の安全を第一に、状況に応じて、避難所または施設内の安全な場所へ避難誘導します。 <input type="checkbox"/> 通常通り開館を継続する場合も、来館者へ気象状況への注意を促します。 <input type="checkbox"/> 施設や周辺の被害状況を確認し、安全な児童の利用が困難と判断する場合には、保護者にお迎えを依頼します。

■ 洪水、土砂災害への対応

【災害発生前】

洪水・土砂災害発生の可能性がある場合は、職員は以下の通り事前に確認・判断を行っておきます。

① 避難手段の準備

河川が氾濫した場合は、車での脱出は困難となることがある。車での避難が必要となる可能性がある場合、館長及び職員は、河川の氾濫前の避難を検討する。

② 避難経路の安全性確認

市災害対策本部やラジオ等からの情報に注意し、予め決めておいた安全な避難経路のうちから、どの経路で避難するか選択しておき、万一の場合に備える。

③ 誘導方法の確認

職員は、施設外に避難する必要があるときには、児童の服装を検討し、防寒などの対応ができるか確認する。また、落下物から身を守るためのヘルメットなど頭を保護するものがあれば使用を検討する。

【災害発生時】

洪水・土砂災害が発生した場合、職員は以下のとおり対応します。

① 避難を実施する場合の対応

<避難中>

避難誘導は、可能な限り職員が児童の氏名を当日の利用者名簿等で確認しながら行う。また、悪条件（雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）の中での移動が予想されるため、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心掛ける必要がある。

避難を開始する際は、速やかに児童に伝えとともに、職員同士で安全に避難場所まで誘導する手順を確認する。また、避難時は、強風などにより断線した電線等に注意する。

<避難後>

避難場所に着いたら、職員は、直ちに点呼などにより利用者名簿等と照合する。

避難所では、児童が分散しないよう出来る限り集合して避難する。やむを得ず分散する場合には、職員はそれぞれ居場所を把握しておく。

職員は、安全に避難が完了したことを保護者に報告する。

② 避難が不要な場合の対応

近隣での災害発生時は、児童館自体が安全であっても、状況によっては周辺から孤立した状態になることも考えられる。職員は、利用可能な設備や器具等を最大限に利用し、職員同士が協力して児童の安全確保にあたる体制が求められる。

なお、ライフライン停止時は冷暖房装置が使えなくなる。夏季は、「事故防止・救急対応マニュアル」の「3. 熱中症への対応」に基づき対応する。また、冬季は児童の防寒対策のため、あらかじめ毛布、寝具等を準備しておくことが望ましい。

■ 雷発生時の対応

雷が発生した場合、職員は、発生時の居場所に応じ以下のとおり対応し、児童および職員の安全を確保します。

また、日頃から来館途中及び帰宅途中に雷が発生した場合は、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないよう児童に指導しておく。

① 屋内にいる場合

木造建築物の内部は基本的に安全であるが、念のため、全ての電気器具、天井・壁から1 m以上離れる。

② 屋外にいる場合

屋外活動中の場合は、速やかに中断し、屋内に避難する。近くに避難する場所がない場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくする。

高い木がある場合は、木の幹、枝、葉から2 m以上、電柱、鉄塔、建築物等の高い物体がある場合は、物体の最上部を45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4 m以上離れたところに退避する。

IV. 防犯・不審者対応マニュアル

1. 児童の安全確保・対策

(1) 不審者侵入防止策

児童館では、下記のとおり不審者が侵入しにくい施設の改善や侵入防止のための取り組みを行います。

- 防犯カメラの設置
- 出入口人感センサー式チャイムの設置
- 出入口の限定
- 施設、設備や周辺環境における不審者が侵入しやすい箇所の改善
- 敷地内外の見回り
- こどもの活動場所を踏まえた適切な施錠管理
- 来館者に不審な様子がないかの確認・注視

(2) 不審者侵入時の被害拡大防止策

児童館への不審者侵入防止のほかに、侵入時の被害の拡大を防止し来館中の児童の安全を確保する観点から、館長および職員は、下記のような取組を行います。

■ 職員の取組

- 本マニュアルの周知
- 日々の打合せ実施等により職員間で緊急時の対応を共有
- 児童館内で緊急時の対応フローや連絡先、避難経路等を周知徹底、重要事項を目につく場所に掲示
- 避難訓練の実施
- 職員の役割分担の決定・確認
- 防犯用具の用意・管理・使用訓練
- 救急箱（応急処置のための医薬品）の用意・管理

■ 児童との取組

- 屋内、屋外での活動中の児童の場所を把握する
- 緊急時の児童館内での行動の指導
(不審者らしき人をみかけたら周りの人にすぐ伝える、職員の指示に従う、職員が近くにいる場合は助けを求めながら遠ざかる、避難経路の確認)
- 避難訓練の実施

■ 保護者・地域機関との取組

- 学校や警察等の関係機関と不審者情報などを随時共有
- 保護者への緊急時の対応方針の説明と協力依頼（緊急時の引き渡しなど）

(3) 訓練の実施

不審者侵入の事態が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように、定期的に避難訓練を行い、緊急時の職員の役割分担や行動、児童の避難経路等について確認します。職員は、年度はじめに安全計画を作成し、計画的に訓練を実施します。職員は、実施した状況等を記録し、緊急時により適切な対応がとれるよう改善策を検討します。

訓練には可能であれば、児童も参加して行います。また、110番通報訓練などは、可能な限り保護者や地域住民、関連機関等の協力を得ながら実施します。実施にあたっては、時間帯や被害状況について、複数のケースを想定します。

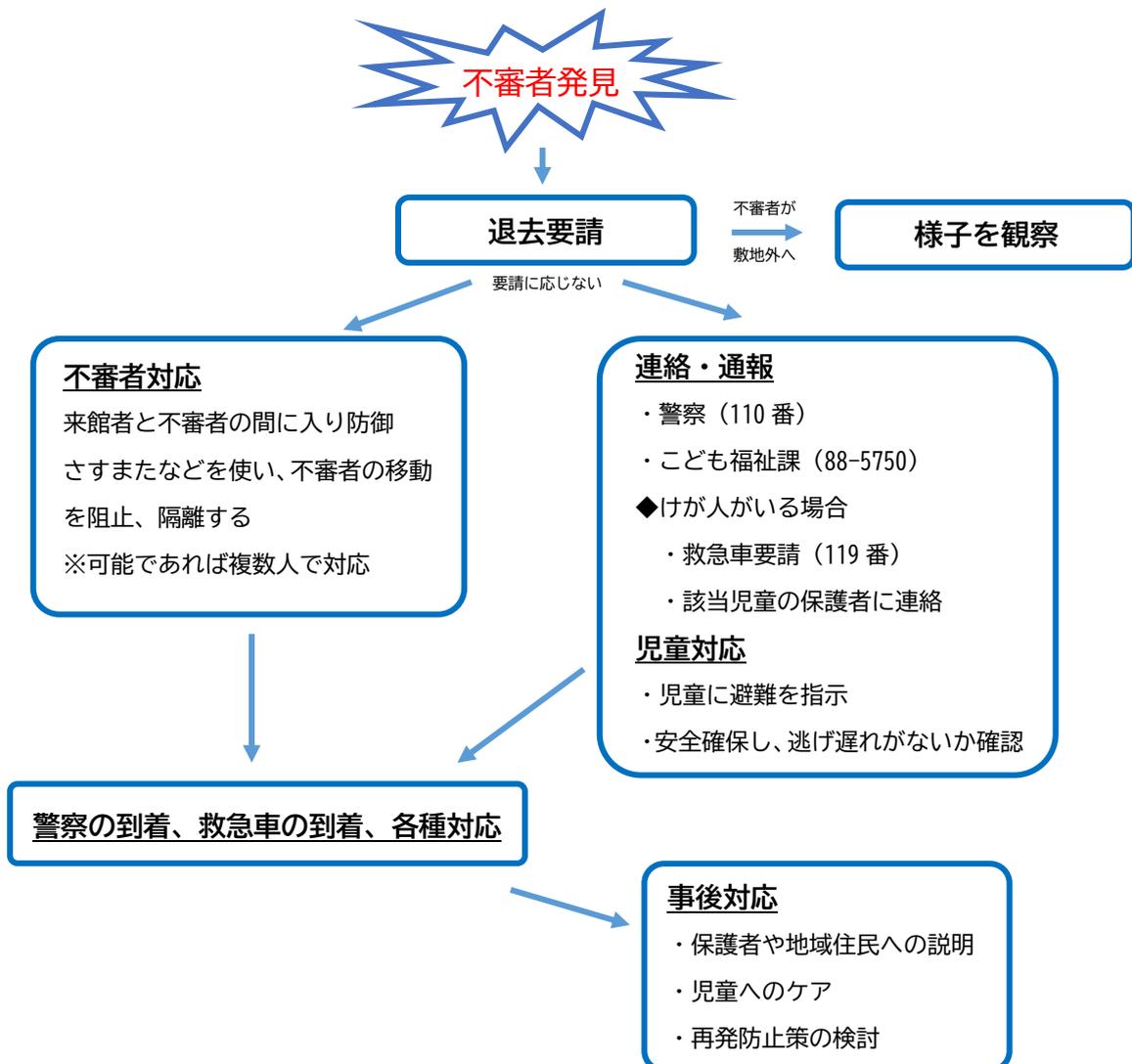
避難訓練の計画（実施内容、担当等）は、安全計画に定めます。

2. 不審者侵入時の対応

不審者が児童館内に侵入した場合、職員は、まずは児童の安全確保を最優先します。その上で職員自身の安全を確保し、不審者対応にあたっては可能な限り複数で対応します。

不審者侵入時の対応を、以下の「不審者侵入時の対応フロー」に示します。職員は、事前に決めた緊急時の役割分担をもとに、連絡訓練や避難訓練等を実施して備えます。

■ 不審者侵入時の対応フロー



V. 感染症予防・対応マニュアル

1. 感染症の予防・感染拡大の防止

(1) 施設・備品に関する衛生管理

職員は、施設や設備、備品について、以下の衛生管理を行います。

■ 施設・設備の衛生管理

- ・ホールやトイレ等の施設を毎日掃除して清潔に保つ
- ・施設内を毎日換気する
- ・湿度が40%以下のときは、加湿器等を使用するなど乾燥防止に努める
- ・エアコンのフィルタを定期的に清掃する
- ・加湿器の使用は、10月～3月を目安とし、使用期間中はフィルタを毎月清掃する
- ・施設内のドアノブ、照明のスイッチや手すり等を毎日アルコール（消毒用エタノール）で消毒する。感染性胃腸炎（ノロウイルス）が流行する時期である11月～4月には塩素系消毒液（0.02%の次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて毎日消毒を行う

■ 備品の衛生管理

- ・感染症の予防のため、おもちゃ等の複数人が触れる備品について毎日アルコール消毒を行う
- ・感染性胃腸炎（ノロウイルス）が流行する時期である11月～4月には、塩素系消毒液（0.02%の次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて毎日消毒を行う

(2) 職員自身の健康・衛生管理

職員は、自身の健康・衛生管理として、以下を実施します。

■ 職員の健康・衛生管理

- ・手洗い、うがいの励行
- ・外出時のマスク着用など感染症予防
- ・健康診断^{※1}を受診し、日々の体調管理を行い、体調不良の際には早めに医療機関を受診し、感染症等に罹患していないか確認する
- ・積極的に予防接種等^{※2}を受けるよう努める（アレルギー等の事情がある場合を除く）

※1 職員が受診する健康診断

定期健康診断（全職員対象、年1回）

※2 接種を推奨する予防接種等

インフルエンザ、麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜ

※麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜについては、抗体がない場合のみ接種推奨

(3) 児童の健康・衛生管理

職員は、服装の調節、バランスの取れた食事、十分な睡眠や休息といった生活習慣について児童に伝え、児童が自分の健康を守る力を身につけられるよう指導します。

■ 児童の健康・衛生管理

- ・ 来館時、外遊び後などの手洗い・うがいの徹底
- ・ 咳、鼻水、熱、体がだるい等の症状があるときは我慢せずに周りに伝えること
- ・ 咳が出るときにはマスクを着用すること

さらに、家庭において感染予防ができるよう、保護者に対し家庭での健康・衛生管理の指導について依頼します。

施設等管理点検表

点検施設名 こうがやま児童館
 点検実施者 所属 氏名
 点検日時 令和 年 月 日 午前・午後 時 分

点検項目		点検時の状況	対処方法等	
点 検 所 備 箇 所	敷地の状況 陥没等の有無 路肩の崩れの有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 		
	建物 (内外)	壁・屋根の状況 仕上げ材の浮上り、ひび割れ、 破損等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	
		窓枠・ガラス・網戸の状況 ゆるみ、ひび割れ、変形等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	
		床・天井の状況 傾き、ひび割れ、破損等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	
	設 備	遊具、フェンス、側溝、水道の状況 傾き、ひび割れ、破損等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	
		ホール・図書室・和室・流し台（多 目的トイレ横）の状況 傾き、ひび割れ、破損等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	
		職員室・会議室の状況 傾き、ひび割れ、破損等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	
		外灯の状況・室内灯の状況 傾き、ひび割れ、破損等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	
		冷暖房器具の状況 傾き、ひび割れ、破損等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	
		トイレの状況 傾き、ひび割れ、破損等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	
		消火器の状況 傾き、ひび割れ、破損の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	
		自動ドアの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	
	屋 外	駐輪場・グラウンド・遊具広場・花 壇 傾き、ひび割れ、破損の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	
		庭木（高木）の状況 枯れ、折れ、害虫等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・良好 ・一部に不備がある ・危険 	

※1 施設により点検の必要な事項を追加記入する。

※2 設備は遊具、機械設備、家具類等点検しやすい項目に区分する。

事故報告書

(報告日： 月 日)

傷病者	学 校 名	小学校		学年		
	フリガナ氏名			性別	男 ・ 女	
	住 所	丹波市 町				
	電 話 番 号	()	連絡先	父・母・()		
	事故発生日	年 月 日 曜日 午前・午後 時頃				
事故の内容	事故の場所					
	事故の状況	何をしているとき 何が起きて どのようになったか				
	初期対応	①児童への対応				
		②保護者対応				
		③医療機関対応				
	傷病の内容	傷病名： 部 位：				
	治療期間	入院：	日間	医療機関		
通院：		日間	名称：	住所：	電話：	

